

令和 7 年度
九州大学病院歯科医師臨床研修プログラム
(プログラム A2)

I. 臨床研修の事務的概要

1. 臨床研修プログラムの名称

九州大学病院歯科医師臨床研修プログラム（プログラム A2）

2. 研修歯科医定員 : 24 名

3. 施設の概要

施設名	九州大学病院
所在地	福岡県福岡市東区馬出 3-1-1
臨床研修施設長	中村雅史（病院長）
研修管理委員会委員長	前田英史（副病院長・歯科担当）
研修プログラム責任者	鮎川保則（義歯補綴科）
副研修プログラム責任者	原口 晃（口腔総合診療科）

4. 研修期間：1 年（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

5. 研修歯科医の指導体制

1) 研修管理・運営（歯科医師臨床研修病院群研修管理委員会、歯科医師臨床研修カリキュラム専門委員会）

- ・研修管理委員会は、九州大学病院長のもとに設置された歯科部門の組織で、九州大学病院歯科部門の各診療科長、協力型（I）（II）臨床研修施設および研修協力施設の研修実施責任者、外部有識者から構成され、各プログラムの管理・運営を行う。
- ・歯科医師臨床研修カリキュラム専門委員会は、各診療科の代表から構成され、研修管理委員会と共に研修カリキュラムの作成や、臨床研修に関する諸問題について検討する。
- ・事務的な管理は臨床教育研修センターが行う。

2) 研修歯科医の指導体制

日常における直接の指導は、本プログラムにおける各科（保存系研修：歯内治療科、歯周病科、補綴系研修：咬合補綴科、義歯補綴科、顎顔面口腔外科系研修および全身管理研修：顎口腔外科、顔面口腔外科、歯科麻酔科、高齢者歯科・全身管理歯科）の責任者（歯科医師臨床研修カリキュラム専門委員会委員）を中心に、臨床経験 5 年以上の教員が担当する。指導内容は臨床だけではなく、メンターとしても役割を果たす。各科では適宜研修体制について協議し、プログラム責任者および口腔総合診療科と相談の上、研修管理委員会との連携を図る。

6. 修了認定

九大病院および研修協力施設の指導歯科医の評価の報告を受けて、研修管理委員会で総合的評価を行い、病院長が修了認定を行う。研修の評価は、研修症例数、臨床研修習熟度評価およびポートフォリオを基に行う。

7. 募集・採用方法

- 募集定員： ・ 24 名（臨床研修施設群全体：68 名）
- 出願資格： ・ 令和 7 年 3 月に歯学部卒業見込み者または歯学部既卒者で、第 118 回歯科医師国家試験を受験する者。あるいは、令和 6 年以前に歯科医師国家試験に合格している者。
・ 歯科医師臨床研修マッチング協議会に参加登録する者
- 選考方法： ・ マッチングシステム（組合せ決定制）による。
・ 筆記試験(診療に必要な基礎的知識および考え方を問う)、人物試験等による選考を予定。詳細については令和 6 年 6 月頃ホームページにて告知予定。
- 試験・選考日： ・ **令和 6 年 8 月 24 日（土）予定**
- 選考会場： ・ 九州大学歯学部構内
- 応募・登録書類： ・ 以下の書類を臨床教育研修センターに直接持参するか、または郵送すること。郵送の場合は、提出書類を一括して封筒に入れ、表面に「歯科研修医応募書類在中」と朱書きし、必ず『簡易書留』にて送付すること。
 - 1) 願書(当院ホームページの所定様式)
 - 2) 履歴書(当院ホームページの所定様式、写真貼付のこと)
所定様式は当院ホームページの「臨床教育研修センター」に掲載しています。
 - 3) CBT 本試験成績証明書（未受験者は不要）
 - 4) 受験票返信用封筒：定形封筒長 3(12×23.5cm)に出願者本人の宛名を記入し、84 円切手を貼り付けたもの
- 応募締め切り： ・ 令和 6 年 8 月 2 日（金）必着
- 応募及び問い合わせ先： 〒812-8582 福岡市東区馬出 3 丁目 1 番 1 号
九州大学病院臨床教育研修センター
TEL：(092)642-5222 FAX：(092)642-5219
E-mail：dent@jimukyushu-u.ac.jp
- 施設説明会： ・ 令和 6 年 6 月開催予定
詳細については令和 6 年 5 月頃ホームページにて告知予定。
<http://www.kenshu.hosp.kyushu-u.ac.jp>

- 処遇等
(九州大学病院令和6年度)
- ・ 月額単価 10,738 円 (非常勤職員)
 - ・ 通勤手当 有 (上限 55,000 円)
 - ・ 勤務時間 週 5 日、8 時 30 分～17 時 15 分、休憩時間 60 分
 - ・ 休日 土・日曜日及び祝祭日、年末年始(12/29～1/3)
 - ・ 休暇 年次有給休暇：採用日 (4 月 1 日) に 10 日付与
その他の休暇：夏季休暇・病気休暇あり
 - ・ 時間外勤務および当直 なし
 - ・ 研修医室・ロッカー室等の設備 あり
 - ・ 研修歯科医用宿舎 5 室
 - ・ 共済組合、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険 あり
 - ・ 職員健康診断 年 1 回実施
 - ・ 歯科医師賠償責任保険 病院において加入、個人加入は任意
 - ・ 学会・研究会等への参加は可、ただし参加費は自己負担

II. 九州大学病院歯科医師臨床研修の概要

1. 九州大学病院の基本理念および基本方針

【基本理念】

患者さんに満足され、医療人も満足し、医療の発展に貢献する病院を目指します。

【基本方針】

- 1) 高度医療の提供と研究開発の推進
- 2) より高い医療安全の追求
- 3) 地域医療への貢献
- 4) 情報技術を基盤にした国際化の推進
- 5) 全人的医療を実践する医療人の養成

2. 研修基本理念

九州大学病院基本理念のもとに、「患者中心の全人的歯科医療」を理解し、歯科医師としての基本的・総合的な臨床能力（態度、技能および知識）を修得し、患者の信頼に応じ得る倫理観を身につける。さらに、歯科医師の社会的使命を自覚し、歯科医学・歯科医療の進歩向上に寄与できる資質の向上を目指す。

3. 研修基本項目

1. 医学・医療における倫理性
2. 歯科医療の質と安全の管理
3. 医学知識と問題対応能力
4. 診療技術と患者ケア
5. コミュニケーション能力
6. チーム医療の実践
7. 社会における歯科医療の実践
8. 科学的探究
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

III. プログラム A2 の概要

【プログラム A2 の特色】

「腰を落ち着けて深く考える研修」を主目的に、九大病院・口腔機能修復科、口腔顎顔面外科を主として研修し、歯科治療に関する基本的臨床能力（態度、技能および知識）を統合的に修練し、一口腔単位の総合診療を行える能力を身につける。口腔機能修復科系（保存系、補綴系）、口腔顎顔面外科系における基本的歯科臨床技能の修練を主とし、専門的治療の補助や治療計画の立案、全身管理研修も併せて行う。

1. 講義・実習：令和 7 年 4 月 1 日～4 月中旬
2. ローテート研修：令和 7 年 4 月中旬～令和 8 年 3 月 31 日
口腔顎顔面外科系（顔面口腔外科、顎口腔外科、歯科麻酔科、全身管理研修を含む）と保存系（歯内治療科、歯周病科）、補綴系（義歯補綴科、咬合補綴科）の 3 系で、各 4 か月のローテーション研修を行う。ただし、保存系と補綴系は各々の中から 1 科を選択する。
3. 全身管理研修（高齢者歯科・全身管理歯科、口腔外科病棟）：令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月（このうち 1 か月間）
4. 周術期口腔ケア研修（周術期口腔ケアセンター）：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（全身管理研修期間中のうち随時）
5. 研修協力施設におけるリハビリテーション研修（1 施設各 1 日）

【プログラム A2 臨床研修の到達目標】

「患者中心の全人的歯科医療」を理解し、患者に信頼される医療を提供する歯科医師となるために、プロフェッショナルリズムおよび基本的・総合的な臨床能力（態度、技能および知識）を修得する。さらに、歯科医師の社会的使命を自覚し、歯科医学・歯科医療の進歩に寄与できる資質の涵養に努める。

*【括弧】：別添資料の厚生労働省が定める「歯科医師臨床研修の到達目標」の「C.基本的診療業務」の対応項目番号

選択ローテート研修

1. 共通する項目

【到達目標】

- 1) 医療コミュニケーションを実践する【1-(1)①】
- 2) 患者及び家族の自己決定を尊重する（インフォームドコンセントの構築）【1-(1)⑥】
- 3) 基本的診察・検査を実践し、解釈する【1-(1)②,③】
- 4) エックス線撮影を実施し、得られた所見を判断する【1-(1)③】
- 5) 得られた情報から診断し、一口腔単位の治療計画を作成する【1-(1)④,⑤】
- 6) 歯科疾患予防のための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する【1-(2)①】
- 7) 口腔機能低下に対する基本的治療・管理を実践する【1-(2)②f】

- 8) 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する【1-(2)④, 1-(3)③】
- 9) 医療安全対策を実践する【1-(2)⑥, 1-(3)④】
- 1 0) 院内感染対策を実践する
- 1 1) 診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書）を作成する【1-(2)⑤】
- 1 2) 患者の医療情報について、必要に応じて主治医と診療情報を共有する【1-(3)②】
- 1 3) 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する【1-(4)①,②】
- 1 4) 多職種によるチーム医療についてその目的、各職種の役割を理解し、連携を図る【2-(1)①,②,③】
- 1 5) 地域包括ケアシステムについて理解し、歯科医療の役割を説明する【2-(2)①,②】
- 1 6) 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、地域歯科保健活動を理解する【2-(3)①,②】
- 1 7) 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解する【2-(4)①,③】
- 1 8) 保険診療を実践する【2-(4)②】

2-1. 保存系（歯内治療科、歯周病科）研修

【到達目標】

- 1) 齶蝕の診断、治療計画を立案する【1-(1)④,⑤】
- 2) 基本的な修復処置、歯髄処置、根管治療処置を実践する【1-(2)②a,b】
- 3) 歯周疾患の診断、治療計画を立案する【1-(1)④,⑤】
- 4) 歯周疾患の基本的な治療を実践する【1-(2)②c】
- 5) 専門的治療を見学する（歯の漂白、歯周外科、マイクロスコープを用いた歯内治療等）
- 6) 基本的な応急処置を実践する【1-(2)③】
- 7) 周術期口腔機能管理を実践する【1-(3)⑤, 2-(2)⑥,⑦】

2-2. 補綴系（義歯補綴科、咬合補綴科）研修

【到達目標】

- 1) 口腔機能回復のための基本的治療計画を立案する【1-(1)④,⑤】
- 2) クラウン・ブリッジの基本的な治療を実践する【1-(2)②e,f】
- 3) 可撤性義歯の基本的な治療を実践する【1-(2)②e,f】
- 4) 基本的な技工操作を実践する
- 5) 専門的治療を見学する（歯科インプラント、顎義歯等）
- 6) 周術期口腔機能管理を実践する【1-(3)⑤, 2-(2)⑥,⑦】

2-3. 顎顔面口腔外科系（顎口腔外科、顔面口腔外科、歯科麻酔科）研修

【到達目標】

- 1) 適切で十分な医療情報を収集する【1-(3)②】
- 2) 基本的な診察・検査を実施する【1-(1)②,③】
- 3) 得られた情報から診断し治療計画を立案する【1-(1)④,⑤】
- 4) 口腔外科疾患の基本治療を実施する【1-(2)②d】
- 5) 口腔外科小手術の基本術式を実践する【1-(2)②d】
- 6) 全身疾患と口腔病変の関わりについて知識を収集する【1-(2)④】
- 7) 局所麻酔、精神鎮静法、全身麻酔を実施する

3. 全身管理研修

【到達目標】

- 1) 入院患者の検査および診察を行う（術前、術中、術後の全身状態を評価する）【1-(3)①,⑤】
- 2) 入院患者の病棟処置および全身管理を行う
- 3) 有病者・高齢者の検査および診察を行う
- 4) 有病者・高齢者の歯科治療に必要な知識・技能を習得する【1-(3)①】
- 5) 歯科治療時の全身管理を実践する【1-(3)③】
- 6) 周術期患者の口腔状態の評価と口腔機能管理を実施する【1-(3)⑤, 2-(2)⑥,⑦】

4. 研修協力施設での研修

【到達目標】

- 1) 摂食嚥下の診断、嚥下訓練を見学する
- 2) リハビリテーション施設を見学する

研修協力施設

- 1) 長尾病院 研修実施責任者（指導担当者兼任） 薛 克良 リハビリテーション部長

【プログラム A2 の研修内容】

1. 各研修内容

プログラム A2 ミニマムリクワイアメントを参照

2. 全身管理研修

研修場所	指導担当科	研修内容
------	-------	------

顎顔面口腔外科 病棟	顎口腔外科、 顔面口腔外科	全身疾患のリスクの把握、対処 入院患者の全身管理、術前術後の処置
高齢者歯科・全身管理歯 科外来	高齢者歯科・全身管 理歯科	服用薬剤の影響や副作用の把握 有病者の歯科治療
周術期口腔ケアセンター	高齢者歯科・全身管 理歯科 口腔総合診療科	周術期患者の口腔機能管理

3. 外来講師セミナー：令和7年5月～令和8年2月

各専門領域で功績がある先生（九州大学歯学部同窓会の先生を中心）のセミナー
口腔総合診療科が企画運営 1回/月の割合

4. 専門診療科勉強会：令和7年5月～令和8年3月

- i) 各診療科が行う歯科治療や臨床研究に関する勉強会に、希望者は参加できる。
- ii) 口腔総合診療科主催の勉強会に参加できる
A1,Bの研修歯科医が自ら企画発表
・症例検討会

5. 医療安全・感染予防

院内で実施される医療安全研修会・感染対策研修会に年に2回以上出席する。

【プログラム A2 の研修評価】

以下の3評価を基に、総合的評価を行う。原則、3評価全てにおいて修了判定の評価基準を満たすことで、研修修了とする。

1) 臨床研修到達度評価

厚生労働省の示している到達目標を基準に、研修歯科医が日常行った研修実績を記録し、指導歯科医が各到達目標の到達度評価を行う。各目標の最終到達度が1～5の5段階評価で3以上、あるいは到達度の上昇が認められる場合を修了判定基準の指標とする。

2) 研修記録（ポートフォリオ）

研修過程で生じる学習体験や個人の目標に到達するためのプロセスを学習の「証」として綴り、研修歯科医自身による自己の学習体験に対する「振り返り」のための記録。最終的に各研修ユニットの「自己評価」と指導歯科医による「研修評価」を行う。指導歯科医による「研修評価」が1～5の5段階評価で3以上を修了判定基準の指標とする。

3) 歯科医師臨床研修の必要症例数（ミニマムリクワイアメント）

前述の各研修ユニットの到達目標を達成できるように、必要症例数を別表に記載のように定め

る（プログラム A2 ミニマムリクワイアメント参照）。すべての必要症例数を達成していることを修了判定基準の指標とする。

歯科医師臨床研修の到達目標 厚生労働省

臨床研修の基本理念（歯科医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令）

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。

- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献す

る。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

研修プログラムの構成についての考え方

・「必修」項目として経験すべき内容については、

- ① 各研修プログラムで設定する到達目標の項目数における「必修」項目数の割合
- ② 「必要な症例数」を定めている項目における「必修」項目の症例数の割合を総合的にみて、「必修」項目の内容が60%以上経験可能な研修プログラムとなっていること。

・「選択」項目：「1. 基本的な診療能力等」における「選択」項目からから1項目以上、「2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」における「選択」項目からから2項目以上を選択すること。
ただし、必ず「(2) 多職種連携、地域医療」の項目を含むこと。

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。(必修)
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
(必修)
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。(必修)
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。(必修)
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。(必修)
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。(必修)

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。(必修)
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。(必修)
 - a. 歯の硬組織疾患
 - b. 歯髄疾患
 - c. 歯周病
 - d. 口腔外科疾患
 - e. 歯質と歯の欠損
 - f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。(必修)
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。(必修)
- ⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。(必修)
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。(必修)

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。(必修)
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。(必修)
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(必修)
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。(必修)
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。
(選択)

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾

患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。(必修)

- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。(必修)
- ③ 在宅療養患者等に対する歯科診療を経験する。(選択)
- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。(選択)

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。(必修)
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。(必修)
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。(必修)

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。(必修)
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。(必修)
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。(選択)
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。(選択)
- ⑤ 離島やへき地における地域医療を経験する。(選択)
- ⑥ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。(選択)
- ⑦ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。(選択)
- ⑧ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。(選択)

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。(必修)
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。(必修)
- ③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。(選択)
- ④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。(選択)

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。(必修)
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)